沼田町長 横 山 茂 様

沼田町代表監査委員 中 村 保 夫

沼田町監査委員 長野時敏

令和4年度 沼田町水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定によって、令和4年度沼田町水道事業会計の決算並びに関係帳簿、証書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査の対象

令和4年度 沼田町水道事業会計決算

2. 審査の期間

令和5年8月4日

- 3. 審査の概要
 - (1) 決算審査に当たり、提出を受けた決算報告書その他財務諸表について関係諸 帳簿に基づき計数の信憑性を確認するとともに、企業会計原則に従って処理し、 関係諸法令に準拠して作成され、また、企業の経営状況並びに財政状況が適正 に表示されているか否かについて審査した。
 - (2) 水道事業の棚卸資産(貯蔵品)については、年度末実施の棚卸時に立会検査し、在庫並びにその受払の実態を確認して決算審査の正確を期した。
- 4. 決算の適否について
 - (1) 予算と決算の状況 別紙一覧表のとおり

(2) 決算の適否について

慎重に審査した結果、適正な決算であることを認める。

(3) 審査における意見

水道事業においては、日頃から経費の削減に努力されていると認めるところであるが、有収率が72.6%(前年70.0%)と2.6ポイント増加していることは、計画的な配水管改修工事の成果と考えられる。

今後も有収率80%を目標として漏水対策を進め事業会計の健全運営に努められたい。